

# 第3次伊賀市生涯学習推進指針

2026（令和8）年2月

伊賀市教育委員会



## はじめに

伊賀市教育委員会では、2021（令和3）年11月に改定した「伊賀市生涯学習推進指針（改訂版）<sup>1</sup>」に基づき、「誰でも・いつでも・どこでも学び、成果をまちづくりに生かす」ことを基本理念に、市民が生涯にわたり学び続けることができる環境を整備し、一人ひとりの豊かな人生の実現と、活力ある地域社会の形成をめざして生涯学習施策に取り組んできました。

今、社会は少子高齢化や人口減少による社会構造の変化、急速な高度情報化の進展等、大きな変革の中にあります。我が国の教育政策の動向としても、様々な社会的課題<sup>2</sup>を背景に、「持続可能な社会の創り手の育成」や「日本社会に根差したウェルビーイング<sup>3</sup>の向上」といった方針が示されており、人生100年時代を迎え、生涯学習の果たす役割はますます重要となっています。

今般、伊賀市教育大綱の改定に合わせ、改めて第3次伊賀市生涯学習推進指針を策定しました。本推進指針では、「学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの実現」を基本理念とし、8つの基本指針を設定しています。これらに基づく施策を推進することは、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育成するとともに、個人や地域のウェルビーイングの向上につながるものであり、伊賀市のめざす姿（将来像）「すべての人が輝き 地域が輝く ～みんなで話そう 伊賀市の未来～」の実現に迫るものです。

本推進指針の策定にあたりご審議いただきました伊賀市社会教育委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026（令和8）年2月

伊賀市教育委員会

- 
- 1 2017（平成29）年度に策定した「伊賀市生涯学習推進指針」を「第1次伊賀市生涯学習推進指針」、2021（令和3）年度に改定した「伊賀市生涯学習推進指針（改訂版）」を「第2次伊賀市生涯学習推進指針」とする。
  - 2 社会で発生し、まだ解決されていない問題全般。社会課題ともいう。
  - 3 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念  
多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念

# 目次

はじめに

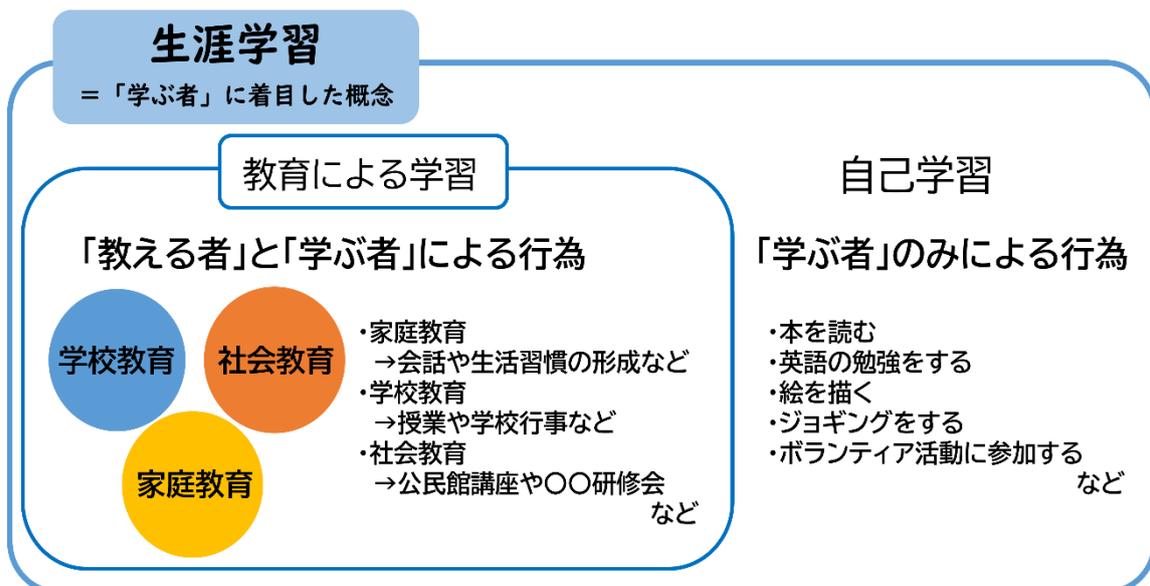
1. 生涯学習とは	1
2. 指針の位置づけ及び期間	3
3. 市における生涯学習の推進状況と課題	4
4. 基本指針	6
<b>基本理念</b>	6
(1) 人づくりに向けた学習支援	6
(2) つながりづくりに向けた学習支援	7
(3) 生涯学習を通じた地域づくりの推進	7
(4) 次世代育成の支援	8
(5) 文化芸術活動の支援	9
(6) スポーツ活動の支援	10
(7) 誰もが参加しやすい生涯学習の環境整備	10
(8) 多様な主体との連携・協働の促進	10

## 1. 生涯学習とは

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味等、様々な場や機会において行う学習のことです。

教育基本法<sup>4</sup>第3条では、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定しています。

### 〔生涯学習のイメージ図〕



4 日本国憲法の精神に基づき、日本の教育の根本理念や目的、基本原則を定めた法律。1947（昭和22）年に制定され、2006（平成18）年に全面改正されたときに、初めて「生涯学習の理念」が明記された。

生涯学習が必要とされる主な理由は、以下のとおりです。

#### ①社会・経済の変化への対応

現代社会の急速な変化に対応するため、人々は常に新しい知識や技術を習得する必要があります。生涯学習は、個人のスキル<sup>5</sup>アップやキャリア<sup>6</sup>形成を支援し、社会・経済の発展に貢献します。

#### ②豊かな人生の実現

長寿化の影響もあり、心の豊かさや生きがいを求める学習需要が高まっています。生涯学習は、自己の人格を磨き、達成感や幸福感をもたらし、より充実した人生を送るための手段となります。

#### ③個人の成長と自己実現

学習活動を通じて新しい知識やスキルを身につけることで、自信や能力を高め、自己肯定感を育むことができます。これは、人生の様々な場面でより良い選択や行動を促進し、自己成長の原動力となります。

#### ④人間関係の構築と視野の拡大

学習活動を通じて新しいコミュニティ<sup>7</sup>に参加したり、共通の趣味を持つ仲間と出会ったりすることで、豊かな人間関係を築く機会が得られます。また、多様な分野の知識に触れることで、視野や価値観が広がります。

#### ⑤地域社会への貢献

生涯学習は、個人の成長だけでなく、ボランティア活動等を通じて地域社会の課題解決や活性化に貢献する機会も提供します。

---

5 特定の活動や作業を効果的に行うために必要な能力や技術のこと。経験や学習を通じて習得され、実践を重ねることで向上する。

6 一般的には職業や職歴、またはその人が持っている専門的な能力や経験を指す。

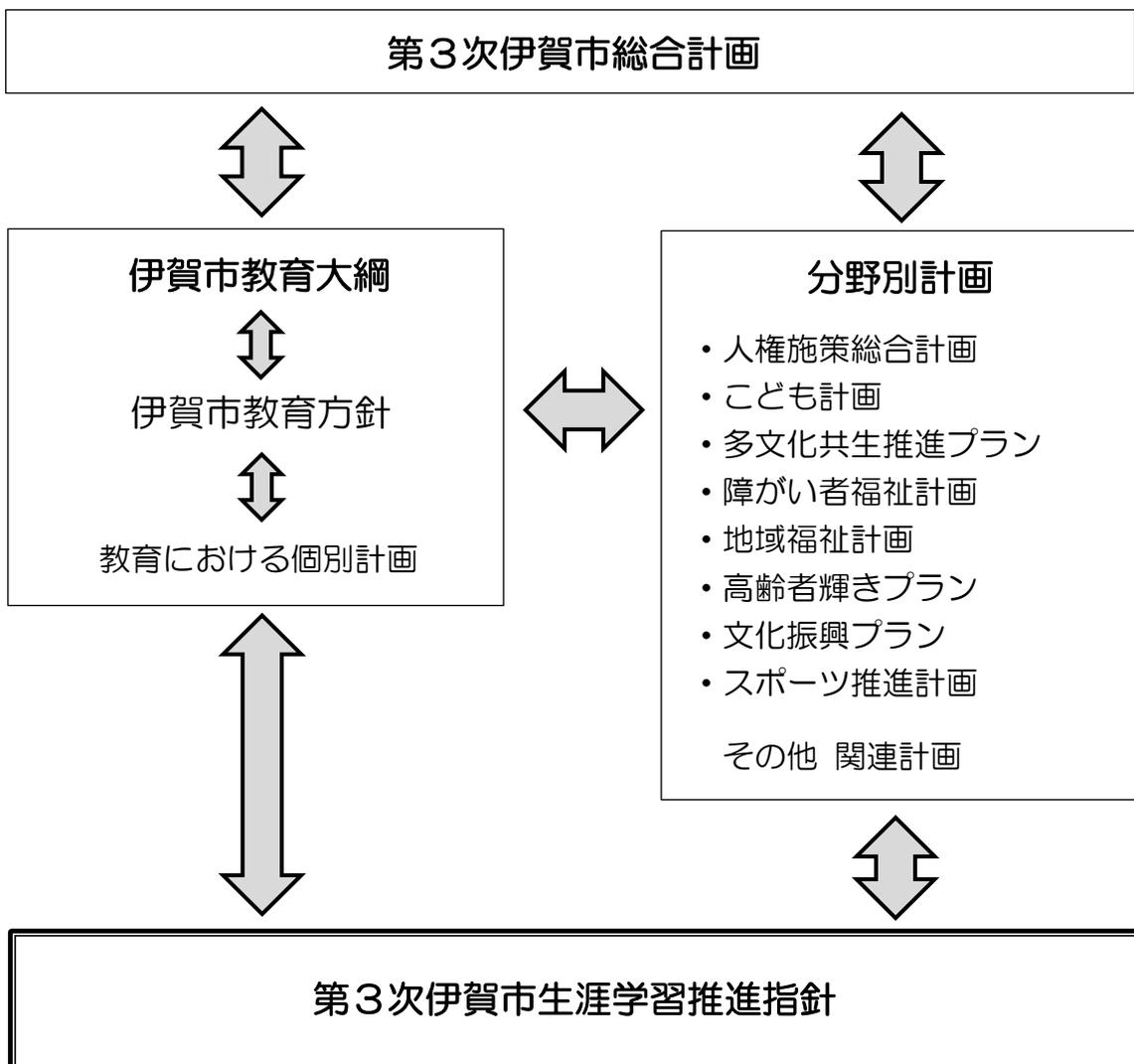
7 共通の目的や興味を持つ人々の集まり、または共同体を指す。元々は地域に根ざした共同体を意味したが、現代では趣味やオンライン上のつながり等、多様な形態がある。

## 2. 指針の位置づけ及び期間

第3次伊賀市総合計画では、伊賀市のめざす姿（将来像）「すべてのひとが輝く 地域が輝く ～みんなで話そう 伊賀市の未来～」の実現に向けて、3つのテーマを掲げています。その一つに「こどもが育つ、大人も育つ」があり、「生涯を通じ、学びや学び直しができる環境の整備」が重要な要素として位置づけられています。そこで、伊賀市における生涯学習の推進を図り、すべての市民が自己成長を追求するとともに、学びの成果を社会や地域に還元するなど、豊かな人生を送るための基盤を築くことをめざします。

伊賀市生涯学習推進指針は、「第3次伊賀市総合計画」及び「伊賀市教育大綱」等との整合性を図りながら、2025（令和7）年度から2028（令和10）年度までの生涯学習の推進に関する基本的な考え方や方向性を示すものです。

〔本計画の位置づけと関連計画〕



### 3. 市における生涯学習の推進状況と課題

伊賀市では、生涯学習の施策を計画的に推進するため、2007（平成19）年3月に「伊賀市生涯学習推進大綱」を策定し、2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までの10か年を計画期間としました。その後、2017（平成29）年度に「伊賀市生涯学習推進指針」を策定し、2021（令和3）年度には、翌年度からの新たな生涯学習推進体制を盛り込んだ内容に改定し、生涯学習の振興に向けた取組を進めてきました。

伊賀市では、2022（令和4）年度から地区公民館・地区公民館分館を廃止し、全市的な生涯学習・社会教育を推進する中心的な役割を担う中央公民館1館体制にしました。そして、地域における生涯学習推進の主体を住民自治協議会に位置付け、各地区市民センター等に新たに生涯学習支援員を配置し、住民自治協議会が行う生涯学習事業の支援や、生涯学習支援員自らが企画・運営する事業の実施に努めてきました。また、生涯学習課に配置した社会教育指導員は、生涯学習支援員への指導・助言の役割を担ってきました。

「2022（令和4）年度以降の新体制における生涯学習推進状況についての検証」に基づく具体的な成果と課題は、以下のとおりです。

#### 〔成果〕

- ・地域住民が主体的に学習活動に取り組めるよう、多様な媒体による情報発信に努めることで、学びに向かうきっかけづくりになっています。
- ・アンケートや聞き取りによる地域住民のニーズに応える学習機会の提供は、講座等への参加者増につながっています。
- ・地域資源（ひと・もの・こと）を活かした生涯学習事業を展開しており、地域の魅力を再発見することにもなっています。
- ・地域課題<sup>8</sup>を見据えた生涯学習事業の展開は、住民が課題に目を向け、「地域をよくしていきたい」という思いの醸成につながっています。
- ・障がい者施設や高校、地域の団体等と連携した取組は、地域にとっても団体にとってもプラスになっています。
- ・地域性を鑑み、他の住民自治協議会と連携することで効果的に生涯学習事業の展開を図っています。

---

8 特定の地域が抱える、住民の生活や社会活動に影響を及ぼす問題全般

- 生涯学習事業を通して、人と人、人と団体、住民自治協議会と団体等とのつながりができてきています。
- 生涯学習の拠点である地区市民センター等の学習環境の整備として、サークル活動の紹介や図書の実充等に努めることで、学習意欲の向上等につながっています。
- 生涯学習支援員のコーディネートにより、地域住民が学校支援ボランティアとして小学校や中学校の活動をサポートすることで、教育活動充実の一助となっています。
- 社会教育指導員による生涯学習支援員への指導・助言は、地域における効果的な生涯学習事業の実施につながっています。

#### 〔課題〕

- 生涯学習事業への参加者が固定化されており、世代を考えた事業や開催時期・開催時間帯等を工夫した事業を進めていくことが大切です。
- 生涯学習支援員が自ら企画・運営する事業において、趣味的な講座の提供が多くなっている地域もあることから、今後は地域課題の解決に資する学習機会を増やしていく必要があります。
- 生涯学習は、自分自身のための学習だけでなく、学んだ成果を生かすことにも意義があり、地域社会の活性化にもつながることから、学びを通じた人材育成につなげていくことも重要視しなければなりません。
- 地域と学校がより連携し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」に取り組んでいく必要があります。
- 変化の激しい社会を生き抜くためには、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要であり、社会人の学び直し（リカレント教育<sup>9</sup>等）の機会拡充も図っていかねばなりません。
- 生涯学習支援員自身の課題として、地区市民センター内での情報共有が不足していることや、自治協事業への支援に欠けるといった住民自治協議会の声もありました。

---

9 社会に出た後も自身の仕事に必要な学びや時代のニーズに即した能力・スキルを得ること。さらに職業とは直接結びつかない技術や教養等を身に付けること。また、そのような教育を受けることができる社会のシステムのことを指す場合もある。

## 4. 基本指針

### 基本理念

#### 「学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの実現」

生涯学習は、個人の成長と地域社会の発展に重要な意義と役割をもつものであり、その要となるのが学びの場を通じた住民相互のつながりです。人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められるなか、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の重要性はますます大きくなっています。

そこで、伊賀市として以下の8つの基本指針を設定し、生涯学習の推進を図ります。

#### (1) 人づくりに向けた学習支援

##### ①学習機会に対する情報提供の充実

市民が自ら適切な学習機会を選択し、自主的に学ぶことができるよう、生涯学習情報（生涯学習講座等の学習機会、リカレント教育に係る学習機会、利用可能な生涯学習関連施設、地域で活動するグループ・サークル等に関する情報等）の提供や、学習者のための相談体制の充実に努め、生涯学習に参加する市民の拡大をめざします。

##### ②市民が自発的に学習できる機会の提供

人生100年時代を迎え、いつでも、どこでも、何度でも自由に学べる環境を整えることが重視されており、市民が多様な個性や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくために、幼年期から老年期に至るライフステージ<sup>10</sup>や、環境・条件等の置かれた状況に応じた学びの機会を提供します。

リカレント教育の推進は、地域の経済や社会の活性化に寄与する重要な取組であり、社会人向けのプログラムや講座を開設することで、実践的なスキルを身に付けたり、教養を高めたりするための学習機会を提供します。

##### ③社会課題・地域課題に関する学習機会の充実

個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化するなか、現在の社会情勢に対応し

---

10 人間の一生における各段階。特に、人の一生を年齢によって幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等に区分した、それぞれの時期

た人づくり・地域づくりを進め、自らの課題を自らで解決できる力や、他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる力を育むための学習機会を充実させます。

## (2) つながりづくりに向けた学習支援

### ①相互学習によるつながり意識の醸成

生涯学習講座等において、学習者同士が互いに教え合い、学び合う相互学習を進めることで、相互に理解し認め合うことによる自己肯定感や幸福感、つながり意識等の醸成を図ります。

社会課題・地域課題の解決に向けた学びの場を充実させることは、目的や目標を共有することで仲間意識が生まれ、互いの理解を深めることや、新たな知識やスキルを身に付けることになり、自信を持ち、社会課題・地域課題に対する取組を一層進めることにつながります。

### ②様々な学びに通じる団体の支援

団体の活動は、教育や研修、自己啓発の場ですが、学びを通じたつながりづくりの場でもあります。しかしながら、なかには会員の高齢化や会員数の減少が課題になっている団体もあり、活動の活性化や学びを通じたつながりづくりの促進のため、活動情報の発信や日常的な活動の支援等に取り組みます。

## (3) 生涯学習を通じた地域づくりの推進

### ①学習成果の地域還元や社会貢献活動の促進

学んだ成果を活用して社会や地域に貢献する活動に取り組むことは、一人ひとりの学習の意欲や必要性を高めると同時に、生涯学習の活性化がよりよい地域づくりにつながることを展望するものでもあります。そこで、学習成果の地域還元や社会貢献活動の場や機会を確保し、より多くの市民が生涯学習を通じた地域づくりに参画できるよう、取組の推進を図ります。

### ②地域学校協働活動<sup>11</sup>の推進

地域学校協働活動は、生涯学習を通じて得られた知識・技術や人のつながりを地域社会に還元する取組を展開していく上で、重要な活動の一つとなります。こ

---

11 地域の住民が学校と連携・協働し、子どもたちの学びや成長を地域全体で支えるとともに、地域課題の解決にもつながる「学校を核とした地域づくり」をめざす活動

の活動は、地域が学校を一方的に支援するのではなく、対等な立場で共に子どもを育てることを目的としています。今後も地域学校協働活動の必要性を啓発するとともに、体制づくりに向けた取組を進めます。

### ③地域づくりにつながる人材の育成

地域づくりを担う人材の育成は、生涯学習の重要な役割の一つです。リーダーの養成と活用、各種地域団体等の担い手の育成、関係部署や団体と連携した学習の充実等、さまざまな取組を通じて人材の育成を図り、地域の活性化につなげます。

### ④社会教育人材の育成

社会教育主事<sup>12</sup>や社会教育士<sup>13</sup>の養成と配置に努め、地域社会の教育環境の充実や住民の生活の質の向上、コミュニティの活性化等を図ります。

社会教育指導員は、社会教育主事を補佐し、中央公民館事業の企画・運営を行うとともに、生涯学習支援員への指導・助言等による地域の生涯学習・社会教育の振興を図ります。

生涯学習支援員は、地域の生涯学習を推進し、地域住民の学びや成長、地域を担う人づくりを支援する重要な役割を担っていることから、研修や実践等を通じて資質能力の向上を図ります。

## （４）次世代育成の支援

### ①家庭教育への支援

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は「すべての教育の出発点」であることから、家庭の教育力向上のために、子どもの各成長段階に応じた子育てに関する学習の機会及び情報の提供に努めます。

また、「輝け！いがっ子憲章」の精神に基づき、教育委員会と関係部局をはじめ、家庭・学校・地域・企業等が、子どもの育成に責任を有することを認識するとともに、相互に連携・協力するなかで健全育成の取組を進めます。

### ②次世代の健やかな成長への支援

子どもの学習の場はその多くが学校教育によるものですが、学校外における

---

12 都道府県や市町村の教育委員会事務局に配置される社会教育の専門職員

13 文部科学省が認定する称号で、地域住民の学びを支援し、地域課題の解決や地域づくりに貢献する専門人材

様々な学習・体験の機会を充実させることで、その学びはより豊かなものとなり、地域や世代間の交流にもつながることが期待されます。年齢や関心に応じた様々な学習・体験の機会を提供し、生涯にわたる学習活動の基礎を培います。

### ③子どもの居場所づくりの推進

家庭や学校における教育環境に加え、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりが求められています。伊賀市では、放課後児童クラブや放課後子ども教室、地域未来塾を開設していますが、活動の充実に努めるとともに、放課後子ども教室においては、さらに設置数を増やすための啓発に取り組んでいきます。また、放課後児童クラブとの連携を検討します。

地域においては、こども食堂をはじめとする居場所づくりが民間団体等でも行われており、地域の実情を踏まえた居場所づくりを支援します。

## (5) 文化芸術活動の支援

### ①文化芸術活動の環境整備

すべての市民が文化芸術に親しみ、その活動に参加する機会が得られるよう、また、優れた文化芸術に触れることができるよう環境整備に努めます。

### ②文化芸術活動への支援

文化芸術活動を行う市民・団体が、世代を超えて継続的に活動することで地域の活性化が図られるよう、市民・団体と地域の連絡調整に努めます。

日頃の生涯学習活動における成果の発表や、他のサークルとの交流は学習の動機づけとなり、活動の活性化につながることが期待されます。今後も芸能発表や作品展示の機会やサークル間の交流の場を確保し、活動の活性化を図ります。

### ③文化財等の保護・活用

市民の郷土への愛着と誇りを高めるため、特色ある歴史やゆかりある人物を後世へ伝える講座やフィールドワーク等を開催するとともに、デジタルアーカイブ等を活用し、さらなる歴史資料や文化財の魅力発信に努めます。

豊かな歴史遺産や伝統行事、大切な文化財を継承する人づくりを進めます。

## (6) スポーツ活動の支援

### ①スポーツ活動への参加支援

市の関係部署や関係団体と連携し、スポーツ活動の機会の提供や実施に努め、市民のライフステージやライフスタイル<sup>14</sup>に応じたスポーツ活動を支援します。

### ②スポーツ交流の促進

少子高齢化や人口減少等の環境変化に対応できるよう、スポーツによる地域間交流や地域の特色を活かしたスポーツ活動の取組を支援します。

## (7) 誰もが参加しやすい生涯学習の環境整備

### ①生涯学習に参加しやすい環境づくり

年齢層や障がいの有無、異なる文化等に関わらず、誰でも自由に学習の機会を選択し学ぶことができる環境の整備が求められており、それぞれの学習ニーズを適切に把握しながら、誰もが参加しやすい環境づくりを進めます。

### ②生涯学習関連施設の整備と活用促進

生涯学習の拠点である中央公民館（生涯学習センター）や新図書館等、生涯学習関連施設の環境整備及び機能の充実を図ります。

地域住民が、生涯学習の拠点である地区市民センターを身近に感じ、必要に応じて積極的に利用できるよう、学習環境を整えます。

## (8) 多様な主体との連携・協働の促進

### ①団体、市長部局等との連携・協働

学習者の多様なニーズに応えるとともに、多様かつ複合的な地域課題に対してより効果的に対応するため、社会教育関係団体、企業、NPO、大学等の多様な主体や市長部局との連携強化を図ります。

### ②住民自治協議会との連携・協働

各地域の住民自治協議会に生涯学習活動事業を委託し、地域課題の解決に向けた講座等の生涯学習事業を展開します。

---

14 個人の人生観や価値観、習慣等を含んだ「生き方そのもの」。広義には「生活様式」とも呼ばれ、その人の興味や意見、行動パターンが反映される。

また、住民自治協議会が、生涯学習の重要性についての理解を深めたり、他地域の生涯学習事業の成功事例に学んだりするための情報交換や協議の場を持つよう努めます。

### ③伊賀市人権同和教育研究協議会等との連携・協働

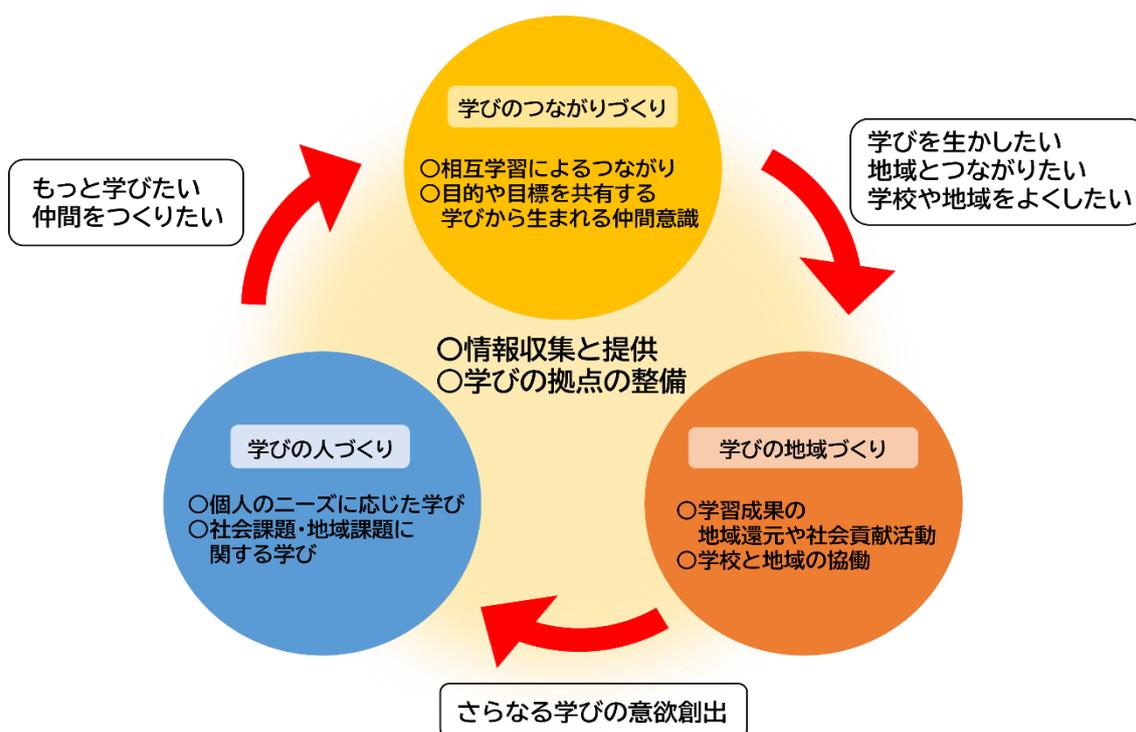
すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権同和教育が果たす役割は非常に重要であり、伊賀市人権同和教育研究協議会等の関係団体をはじめ、行政・地域・市民が一体となって取組を進めます。

市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受けとめ、人権尊重の精神が日常生活に根付くよう、人権意識の高揚に努めます。

### ④伊賀市青少年育成市民会議等との連携・協働

伊賀市青少年育成市民会議等の関係団体と連携・協働し、次世代を担う青少年の心身の健全育成を図るための環境整備や郷土教育等に努めるとともに、青少年の自主的活動や地域社会活動への参加を積極的に支援し、学校・家庭・地域等が一体となって総ぐるみの活動を展開します。

## 〔学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりのイメージ図〕





## 第3次伊賀市生涯学習推進指針

2026（令和8）年2月

発行 伊賀市教育委員会

編集 伊賀市教育委員会事務局生涯学習課

〒518-0873 伊賀市上野丸之内500番地 ハイトピア伊賀5階

電話：0595-22-9679

FAX：0595-22-9692

E-mail：gakushuu@city.iga.lg.jp

